

府 共 第 4 6 9 号
令和7年10月1日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長
(公 印 省 略)

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定をしているところ、本年度につきましても、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

本運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

つきましては、本運動がより一層広がり、有意義なものとなるよう、貴管下関係機関・団体等に対しましても御周知いただくとともに、格段の御協力方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課 鈴木、八木、阿部

T E L : 03-5253-2111 (内線37579、37560)

E-mail:i.danjo-e-vaw@cao.go.jp